

令和8年4月1日から、**登記事項証明書**の提出が**不要**となります。

指定給水装置工事事業者

< 法人の方のお手続き >

提出書類	申請内容	新規 (更新)	主任技術者の変更		指定事項の変更			
			選任	解任	名称変更	所在地変更	代表者変更	役員変更
指定申請書		●						
機械器具調書		●						
指定事項変更届出書					●	●	●	●
主任技術者選任・解任届出書			●	●				
誓約書		●					●	●
定款の写し		●			●	●	●	
主任技術者免状の写し		●	●					
業務内容等確認書※1		●						

< 個人事業主の方のお手続き >

提出書類	申請内容	新規 (更新)	主任技術者の変更		指定事項の変更			
			選任	解任	名称変更	所在地変更	代表者変更	役員変更
指定申請書		●					/	/
機械器具調書		●						
指定事項変更届出書					●	●		
主任技術者選任・解任届出書			●	●				
誓約書		●						
住民票の写し※2		●			●	●		
主任技術者免状の写し		●	●					
業務内容等確認書※1		●						

手続き方法

【オンライン申請・様式の取得はこちらから】

(指定給水装置工事事業者に関する各種届出ページ)



(URL : <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9872/s012223.html>)

▶オンラインでの申請が便利です。

全ての申請を、オンラインのみで行うことができます。

申請フォームから必要事項を入力してください。

▶窓口・郵送で提出する場合

申請書等の様式を取得し、記入してください。

注意事項

※1 市民サービス向上のため、「業務内容等確認書」のご提出にご協力をお願いします。

※2 住民票の写しの提出が省略できます。

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の写しが省略できることとなりました。

提出を省略する場合は、代表者の方の「住所」と「生年月日」をお届けください。(様式は問いません)

●事業者の継承は「指定事項変更届出書」では申請できません。

(個人→個人への相続、個人→法人への組織化、法人→法人への営業譲渡)

このような場合は、一度「廃止届出書」を提出後、新規に「指定申請書」の提出が必要になります。

●手続き前の「指定給水装置工事事業者証」を返却していただく場合があります。

更新や変更の手続等、新しい「指定給水装置工事事業者証」を発行する場合があります。手続き前の「指定給水装置工事事業者証」と交換となりますので、お手元にご用意をお願いします。

【下水道排水設備指定工事店については、裏面をご覧ください。】

【お問合せ】静岡市上下水道局 経営管理部 上下水道総務課 総務係

電話 : 054-270-9121 FAX : 054-270-9122